

告示

埼玉県告示第千二百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

朝霞市膝折町二丁目ショッピングセンター

埼玉県朝霞市膝折町二丁目九番十八号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 店舗の事業活動に伴って出るごみ（事務室から出る紙ごみなど一般的なごみを含む。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における「事業系一般廃棄物」又は「産業廃棄物」となるため、家庭ごみ用の集積所に出すことはできず、市が収集することはありません。同法律第三条等に基づき、市が許可した廃棄物収集運搬業者と契約するなどして、自ら適正に処理してください。また、敷地内のごみの保管について、近隣の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理してください。

(2) 特定施設の場合は、区域区分及び時間帯により事業場等から発生する騒音に対して規制基準が設けられておりますので、規制基準を遵守してください。

二 縦覧期間

平成三十年十二月七日から平成三十一年一月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター